

# 大正期における遊廓と娼妓：久留米市桜町遊廓の娼妓は立ち上がることができたのか？

## The life of prostitutes in Kurume City in the Taisho period

平川 知佳

Chika HIRAKAWA

はじめに

1. 大正期における遊廓と娼妓
  - (1) 福岡県下における遊廓の繁栄
  - (2) 廃娼運動のはじまり
  - (3) 娼妓による「動き」
2. 『娼妓所得金日記帳』にみる桜町遊廓と娼妓の生活
  - (1) 『娼妓所得金日記帳』
  - (2) 娼妓と前借金
  - (3) 娼妓の生活
3. 桜町遊廓と娼妓の「動き」：娼妓は立ち上がることができたのか？
  - (1) 娼妓が求めた「自由」
  - (2) 経営者の特徴
  - (3) 経営者と娼妓の権力関係

むすびにかえて

### はじめに

「桜町遊廓は原古賀町遊廓の一角にして、久留米市の南端、苧扱川町の東方に連り、到然市井と分立して一角をなせり。明治二十九年九月十六日の創立開業に係り（中略）当時は営業数わずかに三戸なりしが、その後大に発達して今や二十一戸を数ふるに至る」<sup>1</sup>

これは大正4（1915）年『久留米市勢一斑』に記された「娯楽機関」の中の「遊廓」紹介の一部である。久留米市における遊廓は明治29（1896）年、原古賀町に設置されたが、一番繁栄を極めたのがこの記述にもある、大正期であった。第一次世界大戦によって大戦景気を迎えていた大正期においては、久留米に限らず、福岡県内の遊廓において登楼客が増加したとされているが、そのように遊廓自体が繁栄する一方で、そこで働く娼妓たちはどのような生活を行っていたのであろうか。

大正期の遊廓の特徴に目を向けてみると、好景気によって登楼客が増え、遊廓自体が栄えたことが特徴

<sup>1</sup> 筑後日乃出出版社編輯局編（1915）『久留米市勢『一斑』筑後日乃出出版社

として挙げられるのであるが、もうひとつ、その当時の遊廓の様子について語る上で、見落とす事ができないのが、そこで働いていた娼妓たちの「動き」であった。その動きとは、娼妓たちの楼主に対するストライキや支配からの逃亡をはじめとする、自由廃業や待遇改善へ向けた運動である。娼妓たちは、前借金や厳しい契約に縛られ自らの体を売ることによって働かされていた。廓の中に囲われ自由を制限されていた彼女たちは「籠の鳥」であった。しかし近年においては、そのように虐げられた状況の中でも、自主的な行動を行った娼妓たちに目が向けられるようになってきている。最近では、山家悠平が娼妓の自由廃業や改善待遇運動に焦点をあてた研究を行っている<sup>2</sup>。ここでは、これまでの娼妓のイメージを覆しうるような、仲間と結束したくましく生きる娼妓像が示されている。

本稿では、大正期の桜町遊廓における娼妓の姿に焦点をあて、一次史料や新聞記事等を参考にしながら、娼妓の生活そして彼女たちの「動き」について考察を行う。地方都市久留米にも、「自由」に向かって行動する娼妓はいたのだろうか。近年においては、遊廓や娼妓、売買春をはじめとする問題について、「列島諸地域における多様な事例を掘り起こしつつ具体的に分析し、その特質解明と比較・類型化を試みる」ことが課題になっている<sup>3</sup>。地方都市久留米における娼妓の生活や「動き」における特質を明らかにすることで、その課題に答えることができたらと考えている。

## 1. 大正期における遊廓と娼妓

### (1) 福岡県下における遊廓の繁栄

桜町遊廓がもっとも栄えていた大正期における大きな出来事としてまず一つ挙げられるのが、大正3(1914)年7月に始まった第一次世界大戦である。第一次世界大戦は、植民地確保をめぐる、連合国(イギリス、フランス、ロシア)と枢軸国(ドイツ、オーストリア、イタリア)の対立を背景に起こった戦いであるが、日本も参戦を決定し、同年8月、ドイツ側に宣戦布告を行った。中国におけるドイツ植民地に打撃を与え、大陸に進出することが狙いであった。そして、日本軍は、ドイツ租借地の山東半島の広州湾や青島を攻撃して、青島を占領、広州鉄道をドイツから奪取した。そして日本は、中国に「二十一か条の要求」を行った。

日本は、参戦国でありながら、戦地が本土から離れていたため、損害が少なく、さらには交戦中のヨーロッパ諸国への軍需品や繊維製品をはじめとする軽工業品の輸出が盛んになり、産業界は未曾有の活況を呈し、いわゆる大戦景気でにぎわった。また戦争の影響により世界的な船不足が起こっていたため、日本の造船業、海運業も著しく発展した。

この大戦景気は、久留米にも影響を与えた。久留米市内においても、産業界が近代化の装いを整え、発展の歩みをすすめていく。また久留米地方の特産である欄胎漆器、和傘、木蠟なども生産を伸ばした。しかし特に久留米市の産業界で大正期になって著しい発展を遂げたものとしては、たび工業が挙げられるであろう。つちや足袋と日本足袋による地下足袋の生産はのちのゴム工業への前進をもたらした。つちや足袋、日本足袋両社ともに大工場を建設し、一貫作業を機械化のもとに行った。工場で働く労働者は増加し、人口も増えたので、久留米のまちは賑わいを見せた。

福岡県内における大戦景気と遊廓の賑わいについては、『博多風俗史 遊里編』<sup>4</sup>において次のように紹介されている。福岡市内の新柳町の様子であるが、「戦争景気による好景気は全国をうるおし、福岡ではこれに加うるに勸業共進会(四年四月)、御大典(四年十一月)、特別大演習(五年十一月)などのおかげで

<sup>2</sup> 山家悠平(2015)『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国

<sup>3</sup> 佐賀朝、吉田伸之編(2014)『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館

<sup>4</sup> 井上精三(1968)『博多遊里史』積文館書店

花柳界は有卦に入った」ということのほか、大演習時は6日間で、「登楼客は四千六百六十三人、夕刻には全娼妓売切れた」とのことで、そのころ新柳町遊廓の娼妓数は約650人であったというから、その繁昌ぶりが伝わってくる<sup>5</sup>。ほかにも「戦争成金、石炭成金たちの遊興に福博の花柳界はものすごく、新柳町も每晚枕切れ（全部の女郎に客がつく）の大繁盛」という記述もあった<sup>6</sup>。

実際のデータとして大正8（1919）年に福岡県保安課によって行われた調査によると<sup>7</sup>、明治42（1909）年時には福岡県下の遊廓数が8カ所貸座敷数156軒であったのが、大正7（1918）年時には遊廓数10カ所貸座敷数208軒、娼妓数は1318人から2007人と増加しているのがわかる。遊廓内における遊客数については明治42（1909）年時には11万7291人だったのが、大正7（1918）年時には59万9825人となっており、約5倍の激増となっている。このことから福岡県内において公認遊廓の数も増え、それに伴って貸座敷数も増えたことがわかるが、遊客数の爆発的な増加が、いかに遊廓のような場所が当時利用されていたか、必要とされていたかということがわかるように思う。

久留米の遊廓については、冒頭にも取り上げたが、開業直後の明治32（1899）年には妓楼数12軒、娼妓数94名であったが、大正3（1914）年には妓楼数21軒、娼妓数248人と規模を大きくし、繁栄を極めたことがわかっている。その繁栄の背景について挙げられるのは、久留米の場合は、大戦景気に加え、軍都としての賑わいもあったと考えられる。そういった軍隊との関係については拙稿「戦争と女性—戦時下における遊廓の役割と銃後活動に着目して—」において考察を行っている<sup>8</sup>。

そのように大正期においては、遊廓が繁栄する一方で、娼妓たちによる新たな動きもあった。遊廓が繁栄していた大正期であるが、このころ、遊廓をめぐる社会においては、もうひとつ見逃せない動きがあった。それは、娼妓たちによる自由廃業運動の隆盛である。

## （2）廃娼運動のはじまり

娼妓たちによる自由廃業運動について取り上げる前に、まず日本における廃娼運動の展開について触れておきたい。廃娼運動とは、女性の人権擁護の立場から公娼制度廃止、また公娼の救済や厚生を目指す社会運動のことである。

近代期の遊廓は「貸座敷制」という形式がとられていた。貸座敷とは経営者が娼妓に座敷を貸すという形で営業される店で、そこで娼妓は、「自由意志」という建前で売春を行うという形をとらされていた。しかし現実には、前借金に縛られ、許可をとらなければ遊廓の外に出ることもできず、生活を管理される娼妓たちは、決して自由ではなかった。そういった娼妓たちの自由の獲得に向けて、廃娼運動はすすめられた。

日本における廃娼運動は、明治11（1878）年、群馬県の県会議員による廃娼請願から始まったとされている。この群馬県の例は、議会政治を通しての公娼制度廃止運動であったが、その後、廃娼運動に新しい流れが登場する。それは、娼妓の自由廃業そのものを求める動きである。明治33（1900）年函館の娼妓坂井フタの起こした裁判が例に挙げられ、そこではじめて娼妓の廃業が明確に認められることになった。この動きに続いて、名古屋でも宣教師モルフィの支援によって娼妓藤原さとも名古屋地方裁判所に訴えを起しその後勝訴している。

このような廃娼運動の活発化の背景には、廃娼運動活動家たちの姿があった。ここからは廃娼運動を積極的に行っていた団体についてみていきたい。一つ目は、救世軍である。救世軍は、明治2（1865）年イギリスにおいて誕生した、軍隊組織によって伝導、社会事業を展開するキリスト教団体で、日本には明治

<sup>5</sup> 井上精三同掲書。

<sup>6</sup> 同上

<sup>7</sup> 『福岡日日新聞』（大正8（1919）年7月8日付）

<sup>8</sup> 平川知佳「戦争と女性—戦時下における遊廓の役割と銃後活動に着目して—」（中島和男、片山隆裕編（2019）『戦争を歩く・戦争を記憶する』朝日出版社）

28 (1895) 年に伝わった。その後山室軍平が中心となり、廃娼活動を行った。そこでは、それまでの公娼制度の廃止という形で娼妓たちの救済をすすめるのではなく、遊廓の地域に赴き、廃娼演説を行い印刷物を配布するなど、遊廓で働いていた娼妓に直接的な働きかけを行った。そして廃娼した娼妓をかくまうホームも設立した。そういった最前線の現場での活動は、遊廓側からの激しい反対を受けることもあり、明治33 (1900) 年8月、吉原においては、救世軍の活動家たちが楼主たちに暴行を加えられる事件が発生している。しかしながらそういった暴力にも屈せず娼妓たちに歩みよった活動を行う姿勢は、娼妓たちの自由廃娼への目覚めを促した。

そのほか廃娼を希望する娼妓たちに寄り添う活動を行った団体としても一つ、日本キリスト教婦人矯風会の存在が挙げられる。日本キリスト教婦人矯風会は明治26 (1893) 年に設立された女性団体で、世界平和、純血教育、酒害防止の三大目標のもと活動を行い、また廃娼運動に精力的に取り組んだ。明治27 (1894) 年には「慈愛館」を設立し、廃娼した女性をはじめとする貧しい女性を対象に保護、教育、自立支援活動を促す活動を行った。

しかしながら、当時のそういった廃娼運動の中で、活動家の中には、廃娼を希望する娼妓に対しては救済を行う一方で、娼妓稼業そのものについては「賤しいもの」としての見方を持つ者も多く、その視点が批判されることもあったことも付け加えておく<sup>9</sup>。

ちなみに、福岡県においても廃娼運動は早い段階から展開されていた。明治23 (1890) 年に小倉の神学生によって設立された鎮西廃娼会は「公許娼妓全廃することを目的」に、青年会館等で演説など、一般市民への啓蒙的な活動を行うなどしていた<sup>10</sup>。また久留米に遊廓を設置するか否かの時期には、久留米市内の区長や久留米緋同業組合などが遊廓の非置娼妓運動を展開させ、同意見をもつ人々が大親睦会などを開催していた<sup>11</sup>。

さきに挙げた婦人矯風会も、福岡県内において明治23 (1890) 年7月に支部が設立されている。大正 (1916) 年に福岡支部が発足してからは、矯風会の代表であった矢島楫子が何度も来福するなど、福岡県内においてさかんに活動が行われていることがわかる。

しかし、大正13 (1924) 年3月に婦人矯風会などが議会に起こした公娼制度撤廃運動に対し、新柳町遊廓の楼主池見辰次郎によって反対運動が起こされている。池見辰次郎は福岡県内の遊廓経営者のとりまとめを行っていた人物であった。このことについてはのちに詳しく述べるが、福岡県内においては、廃娼運動も盛んではあったが、その一方でそれに反発する遊廓経営者たちがまた強い勢力を持っていたことは一つの特徴として挙げるができるように思う。

### (3) 娼妓による「動き」

遊廓業界において大きな出来事が起こるのは、大正15 (1926) 年である。大正15 (1926) 年5月、警察が遊廓の改善に関する指針を発表した。その背景には、女性の人身売買禁止についての国際的な議論の高まりがあった。19世紀後半から世界においては女性の人身売買禁止に向けた活動が盛んになっていた。大正10 (1921) 年、国際連盟において「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」が採決された。日本も大正14 (1925) 年、同条約に調印、批准した。またこのころ国内の廃娼運動もピークを迎えていた。

そういった流れの中で大正15 (1926) 年5月に全国警察部長会議と地方長官会議が行われ、そこでは娼妓の外出制限の緩和や自由廃娼の簡易化、客の選択を認めるなどといったことが話し合われた。そして各地で娼妓の待遇改善案が提示された。警察の新方針は、娼妓たちに大きな影響を与えた。

<sup>9</sup> ちなみにこの廃娼運動者による芸娼妓への視点の問題については、藤目ゆきが『性の歴史学』の中で批判的に論じている。  
(藤目ゆき (1997) 『性の歴史学』不二出版)

<sup>10</sup> 『福岡日日新聞』(明治23 (1890) 年1月18日付)

<sup>11</sup> 『福岡日日新聞』(明治26 (1893) 年3月11日、3月12日、4月5日付)

新方針が示された大正15(1926)年5月から10月にかけて、全国の娼妓たちが集団で警察署に押しかけ、「自由」を求める運動が盛んになった。山家によると同年7月は特にその動きが活発で、広島東遊廓、札幌白石遊廓、大阪松島遊廓、下関今浦遊廓、品川遊廓、山口萩遊廓などで集団逃走や自由廃業を求める活動が集中しており、山家は、このころの娼妓の動きの特徴として「集団逃走と自由廃業要求」を挙げ、多くの娼妓たちが「遊廓からの「解放」を志向し、実際に行動に移った時期」と結論づけている<sup>12</sup>。ちなみに山家はもうひとつ、娼妓による「動き」が盛んになった時期として1930年代の動向にも着目している<sup>13</sup>が、今回は大正時代に焦点をあてているため、それについてはまた別の機会にとり上げようと思う。

## 2. 『娼妓所得金日記帳』にみる桜町遊廓と娼妓の生活

### (1) 『娼妓所得金日記帳』

これまで見てきたように、大正時代の遊廓においては、娼妓が自らの意志を持って活動する動きが盛り上がった。山家によると、その頃福岡県内でも、新柳町遊廓や門司市馬場遊廓などにおいて娼妓たちが立ち上がっていたことがわかっている<sup>14</sup>。それは吉原をはじめとする都会の遊廓だけでなく、九州においても、自由廃業を求めるムーブメントがあったということの意味する。

久留米市の桜町遊廓においては、そういった動きはなかったのであろうか。ここからは、大正期の桜町遊廓における娼妓の動きにフォーカスをあてていきたい。そこで、同時期の他の遊廓と同様、動きがあったのか、なかったのかについて取り上げる前に、まず、その当時の娼妓たちがどのような生活を行っていたのかということについて考察を行う。どのような契約で縛られ、どのような暮らしを強いられていたのか。そこから、彼女たちが具体的にどのような不満を抱えていたのかということイメージすることができるように思う。その際、本稿では、一次史料として主に、実際の遊廓で使用されていた金銭帳『娼妓所得金日記帳』を参考にする。

『娼妓所得金日記帳』は、鶴久文書を経て、現在久留米市教育委員会所蔵となっている貴重史料である。久留米市の桜町遊廓に存在していた妓楼「福寿楼」で使用されていた帳簿で、大正5(1916)年から昭和5(1930)年まで、その間に在籍していた20人の娼妓の記録が残っている。それとは別に、久留米市立中央図書館において、2点、同じ福寿楼で働いていた娼妓の帳簿が複製史料として保存されている<sup>15</sup>。福寿楼に所属していた娼妓22人分の記録を今確認することができるが、あくまでも奇跡的に残されている分であり、おそらく福寿楼で使われていた帳簿すべてではないであろうことも頭に入れておきたい。

記録自体は、大正5(1916)年から昭和5(1930)年までのものが存在しているが、昭和期の記録は、大正15(1926)年から昭和5(1930)年まで在籍していた「千代鶴」という娼妓分だけであるので、大部分が大正期の記録ということになる。つまり、福寿楼に残されている記録は、桜町遊廓がもっとも栄えていた当時の記録とっていいように思う。限られた史料ではあるが、その中から、桜町遊廓が最も栄えていた時期の娼妓の生活を読みとっていきいたいと思う。

福寿楼で一番早く働き始めているのが、「福助」で、大正5(1916)年に開業している。はじめは「福

<sup>12</sup> 山家同掲書。

<sup>13</sup> 山家同掲書。山家は遊廓の娼妓たちが自由廃業運動をはじめとする「動き」を起こした時期として2つのピークを挙げているが、1つ目が本稿で取り上げた大正15(1926)年5月～10月で、2つ目は昭和6(1931)年2月～の2年間である。ちなみに大正15(1926)年時のそれにおいては、娼妓たちが遊廓からの「解放」を求めたのに対し、昭和6(1931)年には、世の中が不況であったため、娼妓たちは、自由廃業をはじめとする「解放」ではなく、待遇改善を求める運動を活発に行ったとされる。

<sup>14</sup> 山家同掲書。

<sup>15</sup> なお原本が現在どこに存在しているのかについては不明となっている。

助」1人であったが、大正6（1917）年に「一筆」が開業し、所属娼妓は2人になる。その後、大正7（1918）年には、新たに「桃太郎」、「操」、「菊治」、「政弥」が開業し、所属娼妓は6人に増加する。そして大正8（1919）年には「寿美礼」、「小菊」、「かる多」、「君恵」、「福助」、「小奴」の6人が新たに開業し、所属娼妓は10人なり、ピークを迎える。その後、大正9（1920）年以降も、新たに開業する娼妓が出ているが、昭和になってからは、新たに開業する者は出ていない。

所属娼妓の人数についても、大正9（1920）年6人、大正10（1921）年3人、大正11（1922）年4人、大正12（1923）年5人、大正13（1924）年3人、大正14（1925）年5人、大正15（1926）年6人と多少の増減を繰り返すが、昭和になると、所属娼妓は、「千代鶴」1人になる。先に触れたとおり、あくまでも現時点で確認できる史料での話であるので、実際には「千代鶴」以外にも所属していた娼妓もいたかもしれない。大正半ばが福寿楼において在籍数ピークで、もっとも栄えていたと仮定することができるように思う。

## (2) 娼妓と前借金

『娼妓所得金日記帳』には、22人中10人のものに前借金の金額記載がある。それぞれを見てみると、その金額に違いがあることがわかる。金額が多い者もいれば少ない者もいる。

では、その金額はどのようにして決められていたのだろうか。まずその金額がどのようにして決められていたのかについて説明する。

『娼妓所得金日記帳』によると、福寿楼では、一番高い前借金の娼妓が大正14（1925）年から在籍の「曙」で2100円、低い娼妓は、同じく大正14年から在籍となっている「一〇」で650円となっている。「曙」の2100円は、当時の物価と照らし合わせてみると、破格の高額であったことがわかる<sup>16</sup>。また、東京における調査においても、大正14（1925）年の娼妓の前借金平均額は、1018.31円となっており<sup>17</sup>、そこから見ても、高額であることがわかる。

なぜ、この「曙」は高額であったのか。そこには、前借金の高低を定める基準があり、そこでは「(一) 年齢 (二) 容貌」によって前借金の高低が定められたとされ、年齢の若さが評価の対象の一つであったことがわかる<sup>18</sup>。「曙」は、大正14（1925）年当時18歳であり、他の娼妓に比べると、とても若かったことがわかる。

なお、こういった基準のほかにも、稼業期間の長短によっても前借金の金額決定に違いがあった。稼業をはじめめる際に、契約年数も決められるのであるが、契約年数が短いほど前借金額は低く、契約年数が長いほど、前借金額は高かった。若さが評価の対象となっていたのには、若いとその分長く働くことができるという可能性があったからとも言える。東京における調査においては、6年の契約で前借金額1000円～1200円というものが定番であったことがわかる<sup>19</sup>。

こういった前借金をもって、娼妓たちは、仕事を開始する。家計を助けるためには、前借金の金額は多いほうがよい。しかしその負担は、娼妓たちの心にも体にも重くのしかかっていく。

## (3) 娼妓の生活

ここからは、『娼妓所得金日記帳』に記された日々の記録から娼妓の生活をより具体的に読みとくために、一例として「かる多」という娼妓のケースを取り上げてみたい。

<sup>16</sup> 一例として、大正10（1921）年時の公務員上級職の初任給が70円、銀行員の初任給が50円。文教政策研究改編（1996）『日本の物価と風俗130年のうつりかわり』文教政策研究会 参考。

<sup>17</sup> 「芸娼妓酌婦及私娼の前借金」中央職業紹介事務局編（1926）『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』中央職業紹介事務局

<sup>18</sup> 同上

<sup>19</sup> 同上

「かる多」は、『娼妓所得金日記帳』の表紙に記された記載によると、山口県厚狭郡生田村（現・山陽小野田市）出身、生年月日は明治28（1895）年2月6日である。娼妓稼業をはじめたのは、大正8（1919）年12月9日で、25歳のときに、福寿楼にやってきた。1ページ目には前借金額が1715円と記されており、比較的高い金額が設定されていることがわかる。

内容をみていくと、同年12月12日「初床」という記載があり、福寿楼にやってきた3日後には客の相手をしたということになる。働き始めた12月は、17日間働いている。客の相手1回毎の揚げ代（売り上げ）は4円50銭で、一日で昼と夜の2回客の相手をしている日もある。また12月22日から31日まで、10日間休みなく連勤している。そうして12月の1ヶ月間に稼いだ金額をみると、92円40銭であった。しかしながらその稼いだ金額の半分は経営者に渡すことになっており、かる多の手元に残る「稼ぎ高合計金」は、46円20銭であった。

しかしその金額から、「本月分食料」として7円、「利子」が17円54銭3厘、合わせて「差引金」24円54銭3厘が引かれることになっている。記録によると12月末時点での前借金2192円89銭<sup>20</sup>からこの「差引金」を引いた金額、2171円25銭3厘が、「かる多」の現状を示す借金額ということになる。記録には、その金額の下に「翌月ニ繰越ス元金」と記載がされており、ここでいう2171円25銭3厘がそのまま翌月に繰り越されていることがわかる。つまり、「かる多」が自由に使うことができる金は全くなかったということになる<sup>21</sup>。

引き続き、大正9（1920）年1月の状況もみてみよう。「かる多」は、1月、元旦から働き始め、28日間働いている。つまり1月は、31日中3日しか休日がなかったということである。さらに言うと、1月10日から1月31日まで、22日間、1日の休みもなく働いており、とてもハードな労働状況をよみとることができる。1月はそういった勤務日数の多さと、1月1日から4日までは、揚げ代が6円50銭という正月料金の適用もあって、1ヶ月間で稼いだ金額は181円30銭と高額であった。しかし、どんなに稼いでも、経営者と折半で、その残り90円15銭からまた食費7円と利子、またその月は別に2円52銭借用しているのので、それも加えた金額26円89銭が引かれて、手元に残るのは、63円76銭である。しかしそれもすべて前月からの借金2171円25銭3厘の返済に充てられ、自由に使える金はなく、2107円49銭3厘が、翌月にまた繰り越されていく。

大正9（1920）年2月になるとどうであろうか。2月は、1日に1～2人の客をとって13日間働いているが、27日に「入院」の文字がある。娼妓の仕事をはじめて2ヶ月目、「かる多」は病気を患い病院に入院することになったのである。

大正9（1920）年3月、「かる多」は、引き続き入院が続いており、1日も働いていない。それで稼いだ金額は0円であるが、利子16円62銭と入院する際に必要であったのか別に借りた120円25銭4厘、足して136円87銭4厘が新たな借金として追加され、その時点での借金額は2214円41銭8厘となっており、娼妓稼業をはじめた前年12月時点での前借金金額より借金額が増える結果となっている。

大正9（1920）年4月も、引き続き1日も働くことができず、稼いだ金額は0円である。それにもかかわらずこの月は、食費3円50銭、利子17円71銭5厘、別に借りた75円36銭8厘、足して96円58銭3厘が新たな借金として追加され、また借金額は増える結果となっている。食費が通常1ヶ月7円の半分で

<sup>20</sup> 大正8（1919）年12月9日に福寿楼にやってきた当時（契約時）の、「かる多」の前借金は1715円であった。しかしここでは2192円89銭となっている。おそらく、娼妓稼業をはじめるまでに、衣装や化粧品など身の回りのものを整える必要があったため、そこでかかった金額が、契約時の前借金に上乗せされているのだと考えられる。

<sup>21</sup> 娼妓の契約条件について娼妓と経営者が交わした『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』（久留米市教育委員会所蔵）は昭和10年代のものしか残されていないため大正時の契約の詳細はわかっていない。昭和10年代の同証書によると、その「第二条」に収入を娼妓と経営者で折半すること、その娼妓の取り分から1ヶ月分の食費と利息がひかれた金額の10分の8を借金返済にあてるという記載がある。つまり残金の10分の2ばかりは娼妓の小遣いにあてられることになっていたということである。しかしこの記録においては、娼妓の取り分から1ヶ月分の食費と利息がひかれた金額全部を借金返済にあてていることがわかる。

ある3円50銭かかっているのは、退院し店での療養になり、食費がかかるようになったからではないだろうか。4月末での借金額は2311円1厘となった。

大正9（1920）年5月22日、「かる多」は約3ヶ月ぶりに仕事に復帰している。そして8日間働いてはいるが、5月末時点での借金額は2460円12銭9厘となり、当初の前借金額より約645円も増えている。一生懸命働いて少しずつ減らしていくはずの借金額が、減るところか増えているという状況は、娼妓にとっては地獄でしかなかったであろう。

その後「かる多」は、復帰したその次の月、大正9（1920）年6月も16日で休業、そして7月6日に再び復帰しているが、同年11月9日から12月17日まで休業、大正10（1921）年3月15日に病気を患い22日から4月2日まで入院している。同年7月も16日から25日まで入院、10月8日から11月11日まで入院、大正11（1922）年1月23日から2月7日まで入院、同年7月15日から22日まで入院、9月28日から11月5日まで病気のため長期休業、大正12（1923）年8月17日から28日も病気のため休業、9月に復帰するも、2日から5日まで再び病気で休業、同年12月4日から14日まで病気で休業している。娼妓稼業をはじめた大正8（1919）年から約4年間の間に12回病気で入院、休業しているのである。また度重なる入院のうち、やっと退院したその当日にすぐ客の相手をしていることも多く、退院後はすぐ仕事に復帰しなければならないという過酷な状況も読みとることができる。

そのように病気を繰り返しながら、そのたび復帰し、懸命に働いた「かる多」であったが、大正13（1924）年1月で記録が終わっており、その後の動向は不明となっている。その時点でのかる多の借金残額は、2604円56銭6厘であった。福寿楼にやってきた時の前借金額1715円から、借金を減らすどころか、約890円も増やすことになっているのである。

この「かる多」の記録は、遊廓で働くということが、とても過酷で、女性の体にどれほど負担を与えていたのか、ということを実に訴えてくる。借金返済のために必死で働いても、過労がたたって病気になる、病気になると休業するしかなく、入院の際の費用もかさみ、借金額がどんどん増加していく。そしてそれを返済するためにまた必死で働こうとする、あるいは働かされるのであるが、その結果また体を壊してしまうという悪循環であった。そして、前借金を返済することもできなかった。福寿楼の所属娼妓22名の中で、稼業中に前借金を完済した娼妓は、1人もいなかった。

### 3. 桜町遊廓と娼妓の「動き」：娼妓は立ち上がることができたのか？

#### (1) 娼妓が求めた「自由」

娼妓たちは、以上のような過酷な労働状況に加え、娼妓取締規則によって、「外出禁止」が決められていた<sup>22</sup>。吉原をはじめとする近世期の遊廓のように物理的に「囲い込み」がなされているわけではないが、桜町遊廓にも、入口には大門が設置され、遊廓内部と外部との区切りが設けられていたとされる<sup>23</sup>。『九州都市久留米市案内図：住宅附記』<sup>24</sup>を見ると、廓内には、「巡查派出所」と「貸座敷取締所」が隣り合って存在しており、その配置には、娼妓の行動を監視および管理する意図を感じさせる。そのようにいわば籠の鳥であった娼妓であるが、それでも、『福岡日日新聞』の中に、桜町遊廓の娼妓と外部の関わりすなわち遊廓外に出る行動をいくつか見ることがとできる。

<sup>22</sup>「娼妓規則」第9条（第76号布達）より「娼妓ハ私擅ニ貸座敷外ニ出ルヲ許サストキハ自ヲ元締所ニ出願スヘシ元締所ニ於テハ（中略）外出ヲ許シテ外出証ヲ渡スヘシ」

<sup>23</sup>平成27（2015）年3月14日 久留米市諏訪野町在住M氏（当時80代）への聞き取り調査より。大門のあった正確な場所については分かっていない。

<sup>24</sup>『九州都市久留米市案内図：住宅附記』は昭和8（1933）年時のものであるが、桜町遊廓内の詳細を示すのはこの地図しかないため、1つの参考として取り上げた。





之が為め病氣は逆戻りする始末なるより斯くは自由廃業方を申出たる次第なりと然れば同署にて直に楼主を召還し目下調べ中<sup>28</sup>

三盛楼の「常子」は病氣を患い半身不随となり寝たきりになるほど体調が悪化しているにもかかわらず楼主が十分な手当をしてくれないことに不信感を抱き、自由廃業を申し立てた。そこからは、「常子」が9年も働いていたこと、そして、半身不随になるまで体調を崩しているにもかかわらず、入院先の病院から退院させ店に引き戻し手当をしなかった楼主の非道さなどから、娼妓稼業の過酷さを読みとることができる。その過酷さについては先ほど取り上げたかる多の労働状況からも容易に想像ができることである。

そういった過酷な状況に耐えきれず、「常子」は、久留米署に訪れ直接自由廃業を申し出たのである。ここで注目したいのが、「常子」が廓内の「巡査派出所」ではなく廓外の「久留米署」に直接出向いて自由廃業の意思表示をしたとされることである。廓外に出るためには許可が必要であり、行き先を告げる必要があるが、その時点で、廃業の手続きを行う可能性のある「久留米署」に出向くことが許されるようには思えない。どのようにして廓の外に出ることができたのかかわからないが、おそらく嘘の口実で廓外に出たのではないかと、つまり決死の脱出を行い、「警察署」に駆け込んだであろうことが推察できる。先述したように、坂井フタや藤原さなどの裁判での勝訴をきっかけとして明治の一時期は自由廃業を行う流れが活発になっていたが、明治末期から大正初期にかけてはそういった動きはいったん沈静化していたようで、福岡県内においても娼妓による自由廃業を求める動きはほとんど確認できない。そのためこの「常子」の自由廃業へ向けての訴えは、目立つものであったと考えられる<sup>29</sup>。

このように桜町遊廓にも自由廃業に向けて動いた娼妓がいたにもかかわらず、同遊廓においては、その後、自由廃業を求める動きを行った娼妓を一人も確認することができない。先述した大正15（1926）年の自由廃業ブームに入り、県内の遊廓で廃業を求める者が続出したにもかかわらず、である。

その代わり、桜町遊廓の娼妓の間で、目立った動きが1つあった。それは、客との心中である。そのころの『福岡日日新聞』をみると、大正期、桜町遊廓では4件の心中事件を確認することができるのである。大正3（1914）年6月には娼妓と軍人の心中<sup>30</sup>、大正10（1921）年3月には娼妓と馴染みの客との遊廓内での心中<sup>31</sup>、大正13（1924）年7月には娼妓と軍人の心中（殺人事件）<sup>32</sup>、大正15（1926）年3月には娼妓と馴染みの客との若津港での心中未遂事件<sup>33</sup>が起こっている。久留米ではこういった遊廓での心中事件をモチーフにした、「くるめしのもるひねしんじゅうかぞえうた」という数え歌が存在していたことも記録に残っている<sup>34</sup>。

桜町遊廓の娼妓は、自由廃業する娼妓が続出する中でも、外に向けての行動を起こすことはできなかった。娼妓たちが「自由」を求めるために選んだのは、「逃げる」「立ち上がる」といった形ではなく、客や愛する人との「死」であった。

## （2）経営者の特徴

なぜ自由廃業ブームの中でも桜町遊廓の娼妓たちが行動を起こすことができなかったのか。あくまでも筆者の仮説にはなるが、その理由について、桜町遊廓の娼妓を取り巻く環境から考えてみたい。

<sup>28</sup>『福岡日日新聞』大正5（1916）年12月6日 ※□部分は個人名のため伏せた。

<sup>29</sup>ただし「常子」がその後要求通りに廃業できたのかどうかについては新聞記事を見るかぎりでは続報が出ていないのでわからない。

<sup>30</sup>『福岡日日新聞』（大正3（1916）年6月30日）

<sup>31</sup>『福岡日日新聞』（大正10（1921）年3月10日）

<sup>32</sup>『福岡日日新聞』（大正13（1924）年7月3日）

<sup>33</sup>『福岡日日新聞』（大正15（1926）年11月23日）

<sup>34</sup>久留米市史編纂委員会（1986）『久留米市史』5巻、久留米市

福岡県内においては、廃娼運動も行われてはいたが、遊廓経営者の力が強かったことは先に少しだけ述べた。そのような福岡の遊廓関係者の特徴は、政財界との結びつきが強い点にある。例えば新柳町遊廓の池見辰二郎は、有名な実業家で水産業や酒類をはじめとする会社の社長をつとめており、「筑豊焼酎醸造連組合長」や「福岡県水産組合副組合長」「福岡県消防組々頭代表者」ほか多くの肩書きを持っていた<sup>35</sup>。このようなことから政財界へのパイプがあり、自身も福岡市議員をつとめるなど、地元においては大変大きな影響力を持つ人物であったとされる。現に、柳町遊廓移転問題のときには、「廓内の財政難と官辺の圧力との間」に立って尽力し移転を実現させた話はよく知られている<sup>36</sup>。「福岡県遊廓連合会長」「九州遊廓連合会長」さらには「全国遊廓連合会長」もつとめており<sup>37</sup>、遊廓業界においても非常に力を持った人物でもあった。

久留米市における遊廓経営者も、実は地元の有力者が多かった。明治期から大正期、昭和初期にかけて久留米市をはじめとする筑後地区において活躍した人物を紹介している「久留米市勢一斑」<sup>38</sup>や「筑後名鑑」<sup>39</sup>をみると、そこに、桜町遊廓の経営者たちも名を連ねていることがわかる。例えば、桜町遊廓開業期に一番早く妓楼「城郭楼」を立ち上げた城島久米太郎は、初代久留米市議員であったし、先に取り上げた「福寿楼」の経営者永松百太郎も実は久留米市議員であった。遊廓開業期から大正時代にかけての桜町遊廓内における有力者として、「改心楼」の経営者で赤司力之助という人物がいるが、赤司も久留米市議員の経歴を持っていた。そののち桜町遊廓を取り仕切るようになる古賀乙作も「松竹楼」の経営者で、赤司の後継者として市議員、そして県議員までのぼりつめた。経営者たちは、出身地や職業等さまざまであるが、市議員の経歴を持つ人物がこのように複数いたことは、桜町遊廓の運営における1つの特徴として挙げることができるように思う。

例えば大正3（1914）年7月時の市議員の一覧をみると、定員30名のうち2名が遊廓経営者であった。『久留米市勢一斑』の久留米市議員の項には、名前の下に職業が記されているが、「赤司力之助 貸座敷業」と紹介がなされており、赤司力之助は、遊廓を営みながら現役の市議員を務めていたということがわかる<sup>40</sup>。

### (3) 経営者と娼妓の権力関係

この赤司力之助は、桜町遊廓組合の取締や顧問をつとめていた時期もあり、遊廓内で大きな権力を持っていたと思われる。大正期の桜町遊廓を代表する人物と言っていだろう。

そんな赤司がどのような思想で遊廓を運営していたのか具体的に考える上でヒントになるのが、先に紹介した、福岡県の遊廓業界で活躍していた池見辰二郎との関係である。池見は、大正15（1926）年、警察が娼妓の待遇改善の新方針を出す前後、公娼廃止運動について絶対反対としての活動を積極的に展開させていた。遊廓業界の結束を深めるだけでなく、公娼廃止反対を演説で叫んだり、内務省の局長をたずね今後の方針を問いただしたり、警察当局へ陳情に行くなどした。

そのようにして池見が福岡県遊廓連合の会長として活動していたときに同連合の副会長であったのが、赤司力之助であった。池見とともに全国遊廓大会に出席するなど池見の行動に帯同していたとされる赤司であるから、公娼廃止には反対であり、遊廓を存続させるために必要な人員である娼妓の自由廃業をすすんで認めるなどといったことはしなかったように思える。

<sup>35</sup> 福岡時事社編集部編（1929）『事業ト人：奮闘秘話1』福岡時事社出版部

<sup>36</sup> 同上

<sup>37</sup> 同上

<sup>38</sup> 筑後日乃出版社編輯局編（1915）『久留米市勢一斑』筑後日乃出版社

<sup>39</sup> 渡辺五郎編（1922）『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編纂部、西村延次郎（1932）『筑後名鑑』西村延次郎

<sup>40</sup> 筑後日乃出版社編輯局編（1915）『久留米市勢一斑』筑後日乃出版社

また赤司力之助は、警官に賄賂をはたらいた罪で裁判となっている<sup>41</sup>。そこで赤司自身はその罪について認めていないが、「私共の商売は警官と密接の関係がありまして」という意味深な言葉を述べている<sup>42</sup>。「常子」が逃げた時代は、まさに赤司が遊廓組合において幹部として力を持っていた時期であり、「常子」が巡查派出所ではなく直接久留米署まで走ったのには、経営陣と巡查派出所の警官との密接な関係に気づいていたからではないだろうか。廃娼運動に力を注いだ山室軍平も、実際に廃業が難しい理由として「警察に出頭できたとしても楼主の権益を保護しようとする警察が廃業の手続きをとらない」という指摘をしている<sup>43</sup>。

『筑後銘鑑』などには、赤司について「社会の一大有要人物」、また「九州一の名ある侠客」などといったインパクトのある表現もあり、遊廓内のみならず、当時の久留米においては名の知れた人物であったことがイメージできる<sup>44</sup>。そのように遊廓のみならず久留米市内でも存在感を持っていた経営者に対し、「自由になりたい」という思いを持っていても、一人で、あるいは集まっても数人の若い女性たちが立ち向かうことは、心理的にも物理的にもなかなか難しかったのではないかと考える。圧倒的な権力者を前にすると、立ち向かうどころから逃げることもできなくなってしまっていたのではないだろうか。

## むすびにかえて

本稿では、大正期の遊廓の動向として、主にそこで働いていた娼妓の「自由」を求める動きについてみてきた。そして『娼妓所得金日記帳』から娼妓の生活を読みとり、娼妓の過酷な労働実態を明らかにした。なぜ娼妓たちが、自由廃業や待遇改善運動に乗り出したのか、大前提としてある「娼妓稼業の厳しさ」を具体的に示すことができたように思う。

遊廓の外ではじまった廃娼運動が、活動家の熱心な行動によって娼妓を促し、娼妓自身に自由廃業や待遇改善について考えるきっかけを与えた。そして世界的に婦人の人身売買禁止に向けた運動がすすめられる中で、警察による遊廓の改善方針が出され、娼妓の待遇が改善されることになった。そういった世の中の流れに自信をつけた娼妓たちは、実際に遊廓の外へ出て、自由廃業や待遇改善を求める運動を活発化させた。そうして全国各地で娼妓の集団逃走や自由廃業、待遇改善要求が行われるようになった。しかしながら大正期の久留米市桜町遊廓においては、そういった動きが活発にならなかった。桜町遊廓における「自由」を求める動きについては、大正初期に病状悪化のために一人の娼妓が自由廃業を申し立てた以外では、馴染み客との心中という形でしか現れなかった。

その背景として、桜町遊廓の場合考えられるのが、経営者の存在であった。市会議員をつとめ、遊廓連合を束ね、遊廓内だけでなく地域に存在感を持っていた経営者の権力、警察との癒着を前に、娼妓は動きたくても動くことができなかつたと筆者は結論づけたい。

大正期、「自由」を求めて立ち上がることができる娼妓もいれば、立ち上がることのできなかつた娼妓もいた。いくら娼妓が自由に立ち上がる事ができる風潮になったとしても、遊廓の環境によっては、現実問題として難しい場合もあったと思われる。逆に同じ遊廓で数回自由廃業に向けた申し立てやストライキが起こされている例もある<sup>45</sup>。

「自由」を勝ち取る娼妓が多かつた遊廓とそうでない遊廓には、どのような違いがあつたのか具体例を出し比較することができれば、より、娼妓たちの「動き」にまつわる議論が深まるように思う。これについ

<sup>41</sup> 『福岡日日新聞』（大正7（1918）年1月17日、4月25日、5月7日）

<sup>42</sup> 『福岡日日新聞』（大正7（1918）年1月17日）

<sup>43</sup> 山家前掲書

<sup>44</sup> 渡辺五郎編（1922）『筑後名鑑 久留米市之巻』筑後名鑑編集部

<sup>45</sup> 福岡市新柳町遊廓や門司市馬場遊廓等では複数回の自由廃業申し立てやストライキが確認できる。

ては今後の課題としたい。

### 参考文献

- 井上精三（1968）『博多遊里史』積文館書店  
久留米市史編纂委員会（1986）『久留米市史』5巻、久留米市  
佐賀朝、吉田伸之編（2014）『シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ』吉川弘文館  
筑後日乃出出版社編輯局編（1915）『久留米市勢一斑』筑後日乃出出版社  
中央職業紹介事務局編（1926）『芸娼妓酌婦紹介業に関する調査』中央職業紹介事務局  
中島和男、片山隆裕編（2019）『戦争を歩く・戦争を記憶する』朝日出版社  
西村延次郎（1932）「筑後名鑑」西村延次郎  
福岡時事社編輯部編（1929）『事業ト人：奮闘秘話1』福岡時事社出版部  
藤目ゆき（1997）『性の歴史学』不二出版  
文教政策研究会編（1996）『日本の物価と風俗130年のうつりかわり』文教政策研究会  
山家悠平（2015）『遊廓のストライキ 女性たちの二十世紀・序説』共和国  
渡辺五郎編（1922）「筑後名鑑 久留米市之巻」筑後名鑑編纂部

### 参考資料

- 『九州市久留米市案内図：住宅附記』（廣洋舎、昭和8（1933）年）  
『娼妓稼業及ヒ債務弁済契約証書』（久留米市教育委員会所蔵）  
『娼妓所得金日記帳』（久留米市教育委員会所蔵）  
『娼妓所得金日記帳』（複製）（久留米市中央図書館所蔵）  
『福岡日日新聞』（福岡日日新聞社）